

質問と回答

支援対象事業者について

Q 1

法人で本社は香川県外にあるが、香川県内に営業所がある場合は支援対象者になるか。
⇒本社が県外であっても、県内に営業所を有し、当該営業所で、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が香川県内である車両を使用している場合は対象となります。

Q 2

個人事業者で住所は香川県外にあるが、香川県内に営業所ある場合は支援対象者になるか。
⇒お住まいが県外であっても、県内に営業所を有し、当該営業所で、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が香川県内である車両を使用している場合は対象となります。

Q 3

個人事業者で住所は香川県内にあるが、営業所が香川県外にある場合は支援対象者になるか。
⇒対象となりません。香川県内に営業所がある方が対象となります。

Q 4

令和7年12月1日時点においては、香川県内の営業所で貨物自動車運送事業を営んでいたが、申請時点で香川県内の営業所を廃止している場合、対象となるか。
⇒貨物自動車運送事業を継続し、引き続き事業継続の意思があることを支給の要件としていますので、支援対象となりません。

Q 5

支援対象者は県内に本社又は営業所を有する法人若しくは個人事業主となっているが、資本金の額・出資額、常時使用する従業員数等の条件はあるか。
⇒香川県内に本社又は営業所を有する法人、個人事業主であれば、資本金の額、出資額、常時使用する従業員数に関係なく支援対象者として取り扱われます。

Q 6

訪問介護事業を営んでおり、福祉車両（車いす自動車）を購入し、有償で輸送サービス行っている。自動車検査証の自家用・事業用の別は「事業用」、用途は「特種」の記載があるが、対象となるか。
⇒本支援金は、貨物自動車運送業者を対象としていることから、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）」の許可では、自動車検査証に「事業用」、「特種」の記載があっても、支援対象者には該当しません。

Q 7

一般社団法人香川県トラック協会に加盟していないなくても、支援対象になるか。

⇒トラック協会の加盟・非加盟にかかわらず、支援対象者の要件を満たしていれば申請は可能です。

Q 8

過去*に県が実施した貨物自動車運送業支援金の支給を受けているが、今回の支援金を申請することは可能か。

* 1回目：令和4年11月1日～12月23日申請受付

2回目：令和5年8月21日～10月20日申請受付

3回目：令和6年2月1日～3月29日申請受付

4回目：令和7年2月3日～3月21日申請受付

⇒過去に貨物自動車運送業支援金の支給を受けられた方も、今回の「香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支援金」の支給要件を満たしていれば申請できます。

支給対象車両に該当すること

Q 9

どのような車両が支給対象車両に該当するのか。

⇒次表の要件を満たす車両が対象です。ただし、被けん引車や原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外です。

自動車検査証の記載事項	
登録年月日/交付年月日	令和7年12月1日以前であること
自動車の種別	「普通」、「小型」、「軽自動車」のいずれかであること
用途	「貨物」又は「特種」のどちらかであること ※軽自動車は乗用の場合でも、車検証に貨物軽自動車運送事業の用に供する旨の記載があれば対象。
自家用・事業用の別	事業用であること（いわゆる緑ナンバー・黒ナンバー）
使用者の氏名又は名称	申請者と同一の個人または法人であること
使用の本拠の位置	香川県内の住所であること
有効期間の満了する日	令和7年12月1日以降の日付であること

Q 10

香川県内営業所にある、他県ナンバーの車両は対象となるか。

⇒対象となりません。

Q 11

1 事業者で申請できる車両の台数に上限はあるか。

⇒申請可能な車両の台数に上限はありません。

Q12

リース契約している車両は支給対象車両になるか。

⇒自動車リース会社とリース契約した車両を使用している場合も、要件を満たしていれば給付対象車両になります。

Q13

貨物軽自動車運送事業において、用途が「乗用」で運送事業の用に供する車両を使用しているが、支給対象車両になるか。

⇒令和7年12月1日までに運輸局に届出を行い、「軽乗用車」による貨物軽自動車運送業を営んでおり、車検証の備考欄に「軽自動車で貨物自動車運送事業の用に供するものとする」旨の記載がある場合は支給対象になります。

申請手続きに関すること

Q14

申請書類はどこで入手したらよいか。

⇒申請書類は、県のホームページ又は香川県トラック協会ホームページからダウンロードできます。また、県庁本館及び東館受付、各県民センターにも設置しています。

Q15

県内に複数の営業所がある場合は、どのように申請すればよいか。

⇒県内営業所で使用しているすべての車両を確認して、法人単位でまとめて申請してください。営業所ごとに、「香川県物価高騰等に伴う貨物自動車運送業支事業車両内訳書」（様式第1号別紙1）を作成していただき、全営業所の合計を、「複数営業所用車両台数集計表」（様式第1号別紙2）に記載してください。

Q16

法人と個人それぞれで、貨物自動車運送事業を営んでいる。支援金の申請は、どのように行えよいか。

⇒法人と個人それぞれで事業を営んでいる場合は、まとめて申請を行うのではなく、法人と個人に分けて申請をお願いします。